明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地方税法施行規則の一部を改正する省令（**総務**九二）　一

○社会福祉法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一三六）　二

〔告　示〕

○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**復興庁**四）　二

○地方税法附則第八条の三の四第一項の規定に基づく生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準（**総務**三〇七）

○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（**同**三〇八）

○特定国外派遣組織を指定する件（**同**三〇九、三一〇）　三

○除籍が滅失した件（**法務**三〇八）

○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（**同**三〇九、三一〇）

○肥料を登録した件（**農林水産**一七九八）

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一二〇〇、一二〇二～一二〇四）

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**一二〇一）

○道路に関する件（**四国地方整備局**五九、六〇）

〔国会事項〕

内閣　農林水産省　水産庁

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

四国地方整備局公示（四国地方整備局）

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）

〔公　告〕

諸事項

官庁

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

省令

○総務省令第九十二号

地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の一部の施行及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十八号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月四日

総務大臣　村上誠一郎

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （法附則第八条の三の四第一項の当該他の法人） **第二条の六の四**　法附則第八条の三の四第一項に規定する総務省令で定めるものは、同項の認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条の二第一項の認定の申請の日前五年以内に同法第二条第十八項に規定する他の事業者（以下この条において「他の法人」という。）の株式若しくは出資の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。）がある場合における当該他の法人であつて、事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省・経済産業省告示第一号）に従つて法附則第八条の三の四第一項の当該特別事業再編のための措置を行うものとする。 （政令附則第六条第一項の対象法人等に該当するものであることを証する書類） **第二条の六の五**　政令附則第六条第一項に規定する総務省令で定める書類は、産業競争力強化法第二十四条の二第一項の認定に係る産業競争力強化法施行規則（平成三十年	［新設］ ［新設］

内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第十七条第一項の申請書（同法第二十四条の三第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十九条第二項の申請書を含む。以下この条において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る同令第十八条第一項の認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十九条第五項の認定書を含む。）の写し、同令第二十一条の三第二項の確認申請書の写し及び同条第四項の確認書の写し並びに同令第四十一条の二第一項の確認申請書の写し及び同条第三項の確認書の写しとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方税法施行規則の規定中法人の事業税に関する部分は、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百三十六号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条第一項の規定に基づき、社会福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

社会福祉法施行規則の一部を改正する省令

社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第七十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める契約等）	（法第七十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める契約等）
第十六条　法第七十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める契約は、次に掲げる事業において提供される福祉サービスを利用するための契約とする。	**第十六条**　法第七十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める契約は、次に掲げる事業において提供される福祉サービスを利用するための契約とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　法第二条第三項第二号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの	三　法第二条第三項第二号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの
イ～ホ　（略）	イ～ホ　（略）
ヘ　子育て援助活動支援事業	ヘ　子育て援助活動事業
ト　親子再統合支援事業	（新設）
チ　社会的養護自立支援拠点事業	（新設）
リ　意見表明等支援事業	（新設）
ヌ　妊産婦等生活援助事業	（新設）
ル～カ　（略）	ト～ヌ　（略）
ヨ　里親支援センターを経営する事業	（新設）
タ　（略）	ル　（略）
四～十　（略）	四～十　（略）
2　（略）	2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。